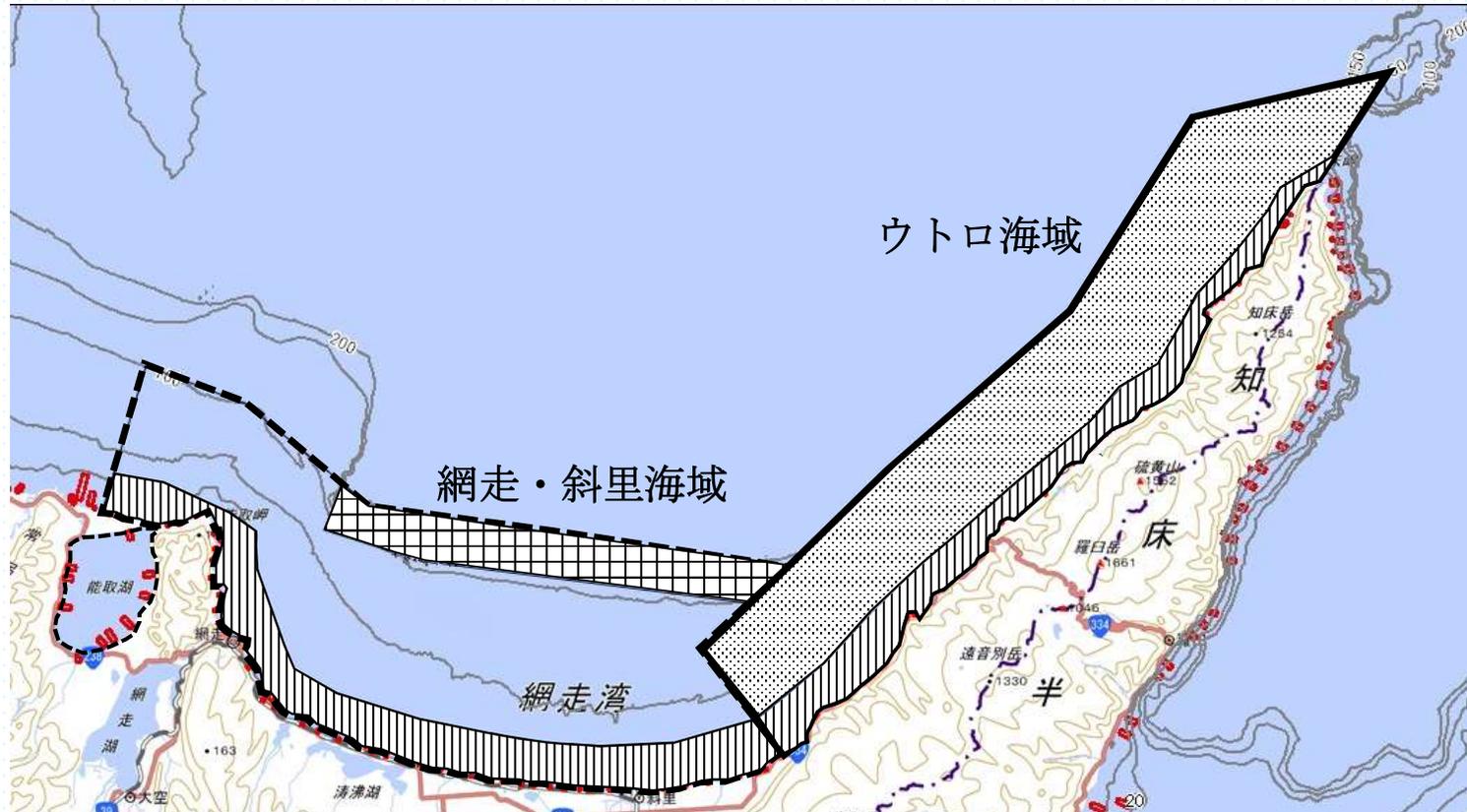




令和4年（2022年） 7月11日（月） 11時00分 配付

<p>項 目</p>	<p>船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（秋さけ船釣りライセンス制度）に係る公聴会の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海区漁業調整委員会指示による令和4年度ライセンス制度の海域図（案） ・海区漁業調整委員会指示による令和4年度ライセンス制度の概要（案）
<p>内容及び報道に当たったお願い</p>	<p>趣 旨</p> <p>○ オホーツク東部海域では、近年、秋さけ船釣りを行う遊漁船やプレジャーボート・ミニボート（ゴムボート）が急増し、漁具被害や漁業者とのトラブルなど漁業活動に支障が生じています。このような状況を受け、遊漁と漁業の調和ある海面利用を図るため、道から網走海区漁業調整委員会に対して、秋さけ船釣りに関する委員会指示の発動について要請がありました。つきましては、斜里町ウトロ沖合において平成元年度から実施している秋さけ船釣りライセンス制度に関する令和4年度の変更案に係る委員会指示の発動にあたり、事前に広く意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日 時 令和4年7月27日（水） 18時00分～ ※16時30分から開催している別の公聴会終了後の開催となるため、開始時間が遅れる場合があります。</p> <p>場 所 オホーツク・文化交流センター（エコーセンター2000） 大会議室（網走市北2条西3丁目3番地）</p> <p>議 案 船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕について</p> <p>変更内容 ・ライセンス制度の実施海域に網走・斜里海域を追加 ・禁止期間や釣獲上限尾数の変更 など</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場の都合により、出席可能人数は50名程度となります。 ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のため、文書により意見を提出する文書公述もできます。 ・公聴会資料や文書公述のための公述書の様式等は、網走海区漁業調整委員会のホームページからダウンロードできます。 <p>【関係ホームページのURL】 https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/119396.html</p> <p>【公述書の送付先】 住所：網走市北7条西3丁目 網走海区漁業調整委員会事務局 FAX：0152-44-3121 mail：kaiku.abashiri@pref.hokkaido.lg.jp</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司 直通電話 0152-41-0659（内線2671）</p> <div style="text-align: right;"> </div>

【網走海区漁業調整委員会指示による令和4年度ライセンス制度の海域図（案）】



	定置網周辺500m以内全ての船釣り禁止		ウトロ海域 秋さけ船釣り禁止区域
	網走・斜里海域 秋さけ船釣り禁止区域		ウトロ海域 ライセンス区域
	網走・斜里海域 ライセンス区域		

【海区漁業調整委員会指示による令和4年度ライセンス制度案の概要（案）】

	ウトロ海域（変更）	網走・斜里海域（新規）	備考
ライセンス隻数	遊漁船： <u>32</u> 隻（35隻） PB： <u>53</u> 隻（60隻）	遊漁船： <u>25</u> 隻 PB： <u>15</u> 隻	ウトロ海域のライセンス隻数は昨年の承認隻数と同数とした。網走・斜里海域のライセンス隻数は、漁具被害防止のための相互確認や情報共有を行うことが可能な範囲として、遊漁船25隻、PB15隻と設定した。
秋さけ船釣り禁止期間	8月25日～ <u>10月31日</u> (8月25日～9月25日)	<u>9月1日～10月31日</u>	漁具被害防止の観点から秋さけのシーズンである10月31日までとした。
ライセンス期間	9月1日～9月25日	<u>9月1日～9月30日</u>	
定置網付近での 船釣り禁止期間	9月 <u>1日</u> ～ <u>10月31日</u> (9月7日～9月25日)	<u>9月1日～10月31日</u>	漁具被害防止の観点から秋さけのシーズンである10月31日までとした。
釣獲上限尾数 (1人1日あたり)	<u>5</u> 尾 (10尾)	<u>5</u> 尾	秋さけの資源状況が減少していることから、釣果尾数を5尾とした。

※下線は新規又は令和3年度からの変更箇所（ ）内は令和3年度の内容

- 令和5年度のライセンス制度の実施にあたっては、令和4年度の実施結果等を検証の上、実施方法を検討するものとする。